

## 指定給水装置工事事業者制度の更新制導入について

水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元年10月1日より指定の更新制が導入されました。

この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となることから、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。

初回の更新時期につきましては、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間が異なりますので、該当する期間をご確認の上、期間内での手続きをお願い致します。

### 1. 有効期間及び更新の受付期間

珠洲市より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日までの1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日までの2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日までの3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日までの4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日までの5年間

※初回の更新手続きについては、珠洲市環境建設課より事前に通知します。

### 2. 申請時に必要な提出書類及び持参するもの

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）
- (2) 機械器具調書（別表）
- (3) 誓約書（様式第2）
- (4) 給水装置工事主任技術者選任解任届出書（様式第3）
- (5) 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）
- (6) 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状又は技術者証の原本もしくは写し）
- (7) 事務所の平面図及び写真並びに付近見取図
- (8) 機械器具調書に記載した機械器具の写真
- (9) 選任する給水装置工事主任技術者の雇用関係を証する書類
- (10) 珠洲市指定給水装置工事事業者証

### 3. 珠洲市が確認する項目（給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について）

#### 【確認する内容】

- ① 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ② 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- ③ 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- ④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

### 4. 更新に係る事務手続き手数料（珠洲市水道事業給水条例第38条による）

5,000円